

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 9 月 19 日

長野県花田養護学校長 関 昌 浩

記

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
令和元年度花田養護学校 空調設備工事
- 3 工事箇所名
諏訪郡下諏訪町社花田 6525-1 花田養護学校
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者ではないこと。
 - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件を全て満たしている者であること。
 - ア 管工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が 751 点以上であること。
 - ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - エ 諏訪・上伊那・南信州地域振興局管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - オ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工事完成期限
工事開始日から約 120 日間(令和 2 年 2 月 5 日まで)
- 6 支払条件
 - (1) 前金払
原則として、1 件の請負代金額が 100 万円以上の工事等について、契約金額の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。
 - (2) 部分払
原則として、1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事等について、財務規則(昭和 42 年長野県規則第 2 号)の規定による範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、令和元年9月19日（木）から令和元年10月1日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

下諏訪町社花田 6525-1
長野県花田養護学校 事務室
電話 0266 (28) 3033

8 入札の手續等

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月2日（水） 午後2時

イ 場所 長野県花田養護学校 4階 職員室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和元年10月1日（火）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は入札心得によります。